

【 参 考 资 料 】

1 令和6年度土木建築局関係事業負担率表

【令和5年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
道路改良費	国道	一次一般	補助	5.5/10 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—
		二次 <small>下記以外の 都市計画決定済 で4車線以上の も</small>		5.5/10 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—
		水特		1/2 《5.5/10》 [4.5/10]	1/2 《4.5/10》 [5.5/10]	—
		離島		3/4、2/3、6/10	1/4、1/3、4/10	—
	地方道	一般		1/2(5.5/10) 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	1/2(4.5/10) 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—
		水特		3/4、2/3、6/10、5.5/10	1/4、1/3、4/10、4.5/10	—
		離島		5.5/10(6/10) [2/3] 《6/10》	4.5/10(4/10) [1/3] 《4/10》	—
		半島		5.5/10	4.5/10	—
特殊改良費	国道	一般	補助	15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
	地方道	一般		15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助	5.5/10 《1/2》	4.5/10 《1/2》	—	
除雪費	作業・機械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	—	
交通安全施設費	一般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	—	
	離島		1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
道路メンテナンス事業費	一般	補助	5.5/10	4.5/10	—	
	離島		6/10	4/10	—	
土砂災害対策道路事業費	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
踏切道改良計画事業	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（地区内連携）	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（通学路緊急対策）	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全施設費		単独	—	10/10	—	
道路改良費		単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費		単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費		単独	—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—
	新設・改築			2/3 [7/10]	1/3 [3/10]	—
	交通安全	一種		2/3	1/3	—
		二種		1/2	1/2	—
	沿道環境	改築		2/3	1/3	—
	電線共同溝			1/2	1/2	—
災害		2/3	1/3	—		

注) 道路事業の()は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[]は、離島架橋について適用する。

《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。

[]は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
河改修	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—	
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
	河川メンテナンス事業	補助	1/2	1/2	—	
	住宅市街地基盤整備	補助	1/2	1/2	—	
	事業間連携河川事業	補助	1/2	1/2	—	
	大規模特定河川事業	補助	1/2	1/2	—	
	特定都市河川改修事業	補助	1/2	1/2	—	
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行補助	1/3	1/3	1/3	
特定都市河川浸水被害対策推進事業費	特定都市河川改修	市町施行補助	1/2	1/4	1/4	
河川環境整備	統合河川浄化	指定地域	補助	1/2	—	
		一般地域	補助	1/3	—	
	河川利用推進	県施行	補助	1/3	—	
		市町施行	補助	1/3	1/3	
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—	
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—	
宅地等水防対策事業	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—	
河川災害復旧	旧等関連緊急事業費	補助	1/2	1/2	—	
河川災害関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—	
	災害関連	補助	1/2	1/2	—	
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2	—	
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10	—	
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	—	
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	—	
堰堤改良事業費	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	—	
	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3	—
		その他	補助	4/10	6/10	—
	長寿命化計画の策定又は変更	補助	1/2	1/2	—	
河川改良費		単独	—	10/10	—	
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模		7/10	3/10	—
		その他		2/3	1/3	—
	建設機械	改修・その他		2/3	1/3	—
		ダム		7/10	3/10	—
	特定河川	特定構造物河川工事		2/3	1/3	—
	都市河川	環境整備調査		1/2	1/2	—
	災害		5.5/10	4.5/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・住宅関連		補助	1/2	1/2	—
離島振興事業(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)		渓流	補助	1/2	1/2	—
		一般		1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業 (個別・総合流域防災)	公共施設関連	大規模斜面緊急改築	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般	大規模斜面緊急改築		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
事業間連携砂防等事業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—
		急傾斜		9.5/20	9.5/20	1/20
	公共施設関連	大規模斜面その他		4.5/10	4.5/10	1/10
		一般		大規模斜面その他	4.5/10	4.5/10
砂防メンテナンス事業	砂防・地すべり	公共施設関連	補助	1/2	1/2	—
		一般		9.5/20	9.5/20	1/20
まちづくり連携砂防等事業	砂防・地すべり	公共施設関連	補助	1/2	1/2	—
		急傾斜		9.5/20	9.5/20	1/20
通常砂防事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—
				1/2	1/2	—
地すべり対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—
砂防基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—
地すべり基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—
災害関連緊急砂防事業費			補助	2/3	1/3	—
災害関連緊急地すべり対策事業	急傾斜	渓流	補助	2/3	1/3	—
		一般		1/2	1/2	—
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般	大規模斜面その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急傾斜崩壊対策特別事業	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
		一般		大規模斜面その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)
災害関連緊急雪崩対策事業			補助	1/2	1/2	—
砂防激甚災害対策特別緊急事業費			補助	5.5/10	4.5/10	—
雪崩対策事業費(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—
特定緊急砂防事業費			補助	1/2	1/2	—
特定緊急地すべり対策事業費			補助	1/2	1/2	—
地すべり激甚災害対策特別緊急事業			補助	5.5/10	4.5/10	—
大規模特定砂防等事業			補助	1/2	1/2	—
通常砂防費			単独	—	10/10	—
地すべり対策事業			単独	—	10/10	—
急傾斜地崩壊対策事業	通常事業・緊急改築事業		単独	—	1/2	1/2
		災害関連地域防災が崩れ対策事業		—	5/10	5/10
		政令市・不交付団体		—	6.25/10	3.75/10
		その他		—	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業			直轄	2/3	1/3	—

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
 地域防災が崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用
 注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
高潮対策事業	一般		補助	5/10	4/10	1/10
	離島			11/20	8/20	1/20
	海岸メンテナンス事業（一般）			5/10	4/10	1/10
	海岸メンテナンス事業（離島）			11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業			補助	10/30	17/30	3/30
				10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設整備事業	高潮	一般	補助	4/10	5/10	1/10
		広島のその他		5/10	4/10	1/10
	離島	11/20		8/20	1/20	
	海岸メンテナンス事業			5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業			補助	10/30	17/30	3/30
				10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業			補助	5/10	5/10	—
				11/20	9/20	—
直轄海岸保全施設整備費負担金			直轄	2/3	1/3	—

(5) 港湾事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
		その他		5/10	2.5/10	2.5/10	
	地方	一般		4/10	3.5/10	2.5/10	
		広域連携		9/20	6/20	5/20	
		離島		水域・外郭	8/10	2/10	—
				係留・臨港交通施設	6/10	3/10	1/10
	港湾メンテナンス事業	一般		1/3	2/3	—	
		離島		5/10	5/10	—	
港湾環境整備事業	緑地	一般	補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
		上用地		4/12	5/12	3/12	
	廃棄物埋立護岸	産業廃棄物（一般廃棄物） 浚渫土・建設残土		4/12	5/12	3/12	
		海域環境創造		5/10	2.5/10	2.5/10	
		沈廃船処理	1/3	2/3	—		
効果促進事業			補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
港湾補修事業			補助	1/3	2/3	—	
				5/10	5/10	—	
地方創生港整備推進交付金事業	一般	水域・外郭・係留 臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
		その他		4/12	5/12	3/12	
	離島	水域・外郭	8/10	2/10	—		
		係留・臨港交通施設	6/10	3/10	1/10		
		その他	5/10	4/10	1/10		
港湾改良事業			単独	—	2/3	1/3	
港湾災害関連事業			補助	5/10	5/10	—	
直轄港湾改修費等負担金	国際拠点港湾 （外資に係るもの）	航路・防波堤 係留施設	直轄	4/6	1/6	1/6	
		臨港交通施設		5.5/10	2.25/10	2.25/10	
	国際拠点港湾 重要港湾	その他		5.5/10	4.5/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく・水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく・水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送・用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10		5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として 起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4/10	
	地方創生汚水処理施設整備 推進交付金			(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般	補助	5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般	補助	5/10	4/10	1/10		
	離島		5.5/10	4/10	0.5/10		
漁港海岸保全施設整備事業 (海岸メンテナンス)	一般	補助	5/10	4/10	1/10		
	離島		5.5/10	4/10	0.5/10		
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般	補助	10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10	
	離島	外かく・水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送・用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業			単独	—	2/3	1/3	
市町事業費 指導監督				1/2	1/2	—	
災害復旧業	一般	補助	0.667	0.333	—		
	離島		0.8	0.2	—		
単復旧災害業			単独	—	10/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
街路事業	道路改築	一種	15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)	2/30
		二種	16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
	連続立体交差	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
	橋梁整備				
	踏切除却・改良				
公共交通支援	15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)			
交通結節点改善					
無電柱化推進					
交通安全対策					
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)	
都市公園事業	用地及び補償	1/3	2/3	—	
	施設	1/2	1/2	—	
都市公園事業	単独	—	10/10	—	
直轄公園整備費負担	新設	直轄	2/3	1/3	—
流域下水道事業	処理場	補助	4/6	1/6	1/6
		補助	3/6	1.5/6	1.5/6
	管渠等	補助	3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2	
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—	
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)	
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	—	1/2	
宅地耐震化推進事業	補助	1/3	—	2/3	

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
市街地再開発事業費	組合等施行	補助	2/6	1/6	市町: 1/6
					組合等: 2/6
	個人施行	補助	2/6	1/6	市町: 1/6
	指導監督	補助	10/10	—	施行者: 2/6

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	—	5.5/10(1/2)
住宅建設事業	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備事業	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備事業	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3, 2/4)	—	1/2(2/3, 1/4)
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	10/10	—	—
移転事業指導監督事務費	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
建築物火災安全改修事業	補助	1/2	—	1/2
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2	—	1/2
住宅・建築物省エネ改修推進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
災害復旧事業費	一般	補助	0.667	0.333	—
	離島	補助	0.8	0.2	—
	—	単独	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—	
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—	

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
空港建設事業	単独	—	10/10	—
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島へりポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ② 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法 |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|---|
| ③ 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ④ 名 称 | 広島県あっせん委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあっせんを行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会が推薦する収用委員会の委員 1 名、学識経験者 4 名の計 5 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ⑤ 名 称 | 広島県仲裁委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会がその委員の中から推薦する者 3 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- ⑥ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会
 任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
 根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例
 構 成 等 学識経験を有する者5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 建設産業課
- ⑦ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会
 任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
 根 拠 法 土地収用法
 構 成 等 学識経験を有する者7人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 用地課
- ⑧ 名 称 広島県水防協議会
 任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
 根 拠 法 水防法
 構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成
 所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑨ 名 称 広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 空港振興課
- ⑩ 名 称 広島県海域利用審査会
 任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
 根 拠 法 広島県の海の管理に関する条例
 構 成 等 学識経験を有する者10人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑪ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
 任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

- ⑫ 名称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
 任務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根拠法 港湾法
 構成等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
 所管課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑬ 名称 広島県福山港地方港湾審議会
 任務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根拠法 港湾法
 構成等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
 所管課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑭ 名称 広島県都市計画審議会
 任務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
 根拠法 都市計画法
 構成等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
 所管課 土木建築局 都市計画課
- ⑮ 名称 広島県屋外広告物審議会
 任務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
 根拠法 広島県屋外広告物条例
 構成等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって 13 人以内で構成
 所管課 土木建築局 都市計画課
- ⑯ 名称 広島県開発審査会
 任務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
 根拠法 都市計画法
 構成等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者 7 人で構成
 所管課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑰ 名称 広島県建築審査会
 任務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
 根拠法 建築基準法
 構成等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの 7 人で構成
 所管課 土木建築局 建築課

- ⑱ 名 称 広島県建築士審査会
 任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 根 拠 法 建築士法
 構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑲ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
 構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
 所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑳ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 営繕課
- ㉑ 名 称 広島県土木建築局3D都市モデルを活用したユースケース開発公募型プロポーザル選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、三次市に関する専門的知識を有する者をもって10人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人（令和6年4月1日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所管課	土木建築局用地課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業務概要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

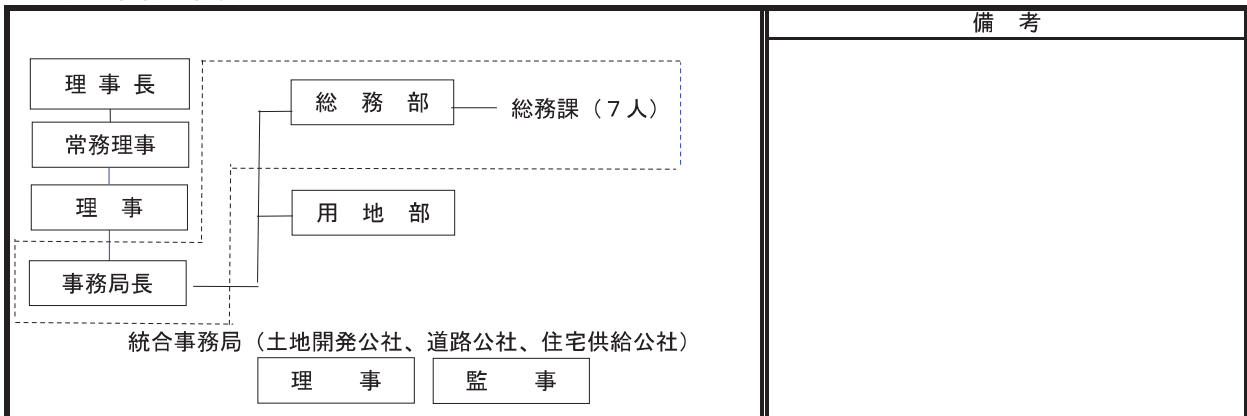
(2) 役・職員の状況

区分	役職員数	県職員			備考
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	9人	4人	0人	5人	
常勤職員数	9人	3人	0人	6人	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	藤原 直樹		常勤
常務理事	城田 俊彦		常勤
理事	黒川 幸雄		常勤
理事	富永 健三		
理事	小林 秀矩		
理事	下森 宏昭		

役職	氏名	県職員である者	備考
理事	植野 実智成		
理事	上田 隆博	土木建築局長	
理事	梅田 泰生	商工労働局長	
理事	沖邊 竜哉	上下水道部付（局長）	
監事	足立 太輝	会計管理者	
監事	青木 龍一		

(3) 組織の概要



法人の名称	広島県道路公社	所管課	土木建築局道路河川管理課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和56年3月30日

基本財産等の額	3,850,000千円	うち県出資額	3,850,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設、維持修繕その他の管理を総合的、効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設、改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

(2) 役・職員の状況

区分	役職員数				備考
	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	4人	2人	0人	2人	
常勤職員数	17人	8人	2人	7人	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	藤原直樹		常勤
常務理事	城田俊彦		常勤
常務理事	黒川幸雄		常勤
理事	上田隆博	土木建築局長	
理事	戸田祐二		

役職	氏名	県職員である者	備考
監事	足立太輝	会計管理者	
監事	青木龍一		

(3) 組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --- B[常務理事] B --- C[総務部長] B --- D[道路部長] C --- E[総務課(7人)] D --- F[維持管理課(5人)] B --- G[事務局長] G --- H[安芸灘大橋有料道路管理事務所(2人)] I[統合事務局(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社)] J[理事] K[監事] </pre>	備考
---	----

法人の名称	広島高速道路公社	所管課	土木建築局道路河川管理課
所在地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	90,052,100千円	うち県出資額	45,026,050千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(45,026,050千円, 50%)				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

(2) 役・職員の状況

区分	役職員数	職員の構成			備考
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	4人	1人	1人	2人	
非常勤役員数	4人	1人	0人	3人	
常勤職員数	77人	20人	0人	57人	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	熊谷 鋭		常勤
副理事長	木村 良一		常勤
理事(総括)	友道 康仁		常勤
理事	山村 嘉治	土木建築局付(部長)	常勤
理事	野曾原 悦子		

役職	氏名	県職員である者	備考
監事	濱田 芳弘		
監事	足立 太輝	会計管理者	
監事	末政 直美		

(3) 組織の概要

<ul style="list-style-type: none"> 理事長 副理事長 理事(総括) 理事 監事 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部長 — 総務課(10人) 保全管理部長 — 交通管理課(13人) — 保全課(15人) 企画調査部長 — 企画調査課(8人) — 技術管理課(3人) 建設部長 — 用地課(5人) — 建設第一課(8人) — 建設第二課(8人) 監査室(3人) 	備考
---	--	----

法人の名称	(株)ひろしま港湾管理センター	所管課	土木建築局港湾振興課
所在地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51%
県以外の出資者	広島市(90,000千円、9.0%)、ヤマハ発動機株式会社(52,000千円、5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円、3.0%)、マツダ株式会社(30,000千円、3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円、2.3%)、株式会社中国新聞社(20,000千円、2.0%) など15団体				

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業務概要	1 港湾施設、漁港施設、公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設、漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備、保有、賃貸、維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

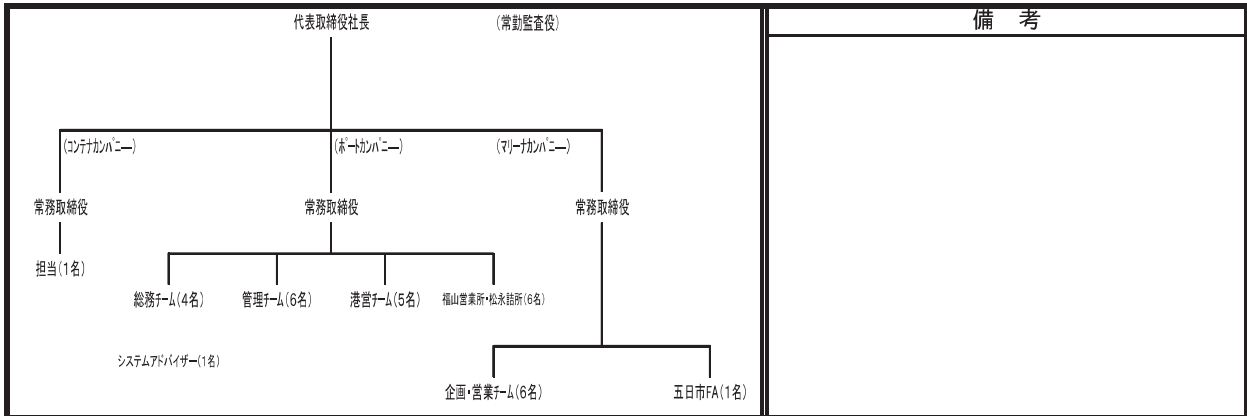
(2) 役・職員の状況

区分	役員数	県職員			備考
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	5人	0人	2人	3人	
非常勤役員数	9人	1人	0人	8人	
常勤職員数	30人	2人	2人	26人	

役職	氏名	県職員である者	備考
代表取締役社長	甲田 良憲		常勤
常務取締役	山中 裕之		常勤
常務取締役	縄谷 一久		常勤
常務取締役	福島 吉浩		常勤
取締役	新村 貴史	土木建築局 空港港湾担当部長	
取締役	西野 仁		
取締役	伊藤 敬一		

役職	氏名	県職員である者	備考
取締役	家尾谷 成宏		
取締役	濱田 健介		
取締役	仁田 一郎		
常勤監査役	岡崎 勝己		常勤
監査役	宮崎 誠克		
監査役	松本 智寛		
監査役	吉岡 敬司		

(3) 組織の概要



法人の名称	広島県住宅供給公社	所管課	土木建築局住宅課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和41年3月31日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83.0%
県以外の出資者	広島市(700千円)、呉市(500千円)、福山市(250千円)、三原市(150千円)、尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡

(2) 役・職員の状況

区分	役員数	役員数			備考
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	6人	3人	0人	3人	
常勤職員数	26人	4人	5人	17人	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	藤原 直樹		常勤
常務理事	城田 俊彦		常勤
常務理事	黒川 幸雄		常勤
理事	福知 基弘		
理事	上田 隆博	土木建築局長	
理事	高橋 政則	都市建築技術審議官	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事	金澤 正裕		
理事	足立 太輝	会計管理者	
理事	末政 直美		

(3) 組織の概要

